

阿字の故郷

【1】高野山開創1200年記念事業

高野山は、和歌山県内に有り、八葉の峯々に囲まれた平原の聖地で、お大師さまは、弘仁7年（816年）、真言密教の根本道場とするため、嵯峨天皇に高野山下賜の請願を上奏され、天皇は高野山下賜の太政官符を下され、高野山の歴史は始まりました。お大師さまの高野山開創の意義は、国家の平和と檀信徒教化の道場を創り、さらには、真言密教の法燈を護る聖地として、この地に入定留身され濟世利民の行を続ける聖地とされました。

来る平成27年には、高野山開創1200年に際し、開創記念大法会を奉修し、その理念に基づき、祖廟中心の祖風を宣揚し、その教義を弘め、お大師さまの遺徳顕彰、無辺の誓願である令法久住利益人天のため、祖山の莊嚴事業、報恩伝道等の記念事業を執行してまいります。（本山文章の要約）

そこで、相模支所下の寺院は、平成27年4月28日（火）に高野山壇上伽藍の金堂で、大法会を開催することとなりました。

千手院の檀信徒は、前日の27日（月）に高野山に宿泊し、法会参加の後、山内参拝と観光遊行を予定しております。全行程バスでの移動を考えています。

また、前年の平成26年には、枢議参与檀信徒研修会が、東日本と京浜と甲武信の三地区合同で、盛大に行われます。会場は、東京と横浜を中心に検討中です。

尚、千手院の本堂建築に使用させて頂いた檜は、高野山の山林部様よりお譲り頂いた貴重な資材の一部です。末永く代々に渡って大切にしていきたいです。

※左記のマークは、高野山開創法会のイメージを表しています。



【2】お塔婆の申し込み受付開始

7月1日（日）からお盆のお塔婆の浄書を開始いたしますので、施主の変更が有る方は、6月末日までにご連絡下さい。

その他、名簿の追加や新益供養で施主名簿の人数が多い方は、なるべく早い時期にお申し込み下さい。

※お塔婆は、1基2500円ですが、浄書代やお経料は事情によってお考え下さい。

【3】孟蘭盆会と新益供養会を開催

8月10日（金）午後1時半より受付
午後2時 御詠歌の奉詠（御詠歌講）
午後2時20分 法話 本山布教師

仙乘院 大河榮正僧正（長崎・島原）
午後3時 読経（地元ご寺院ご住職方）
午後4時 護寺会年次総会（会計報告）

※総会終了後に、お塔婆をお配りします。

【4】住職出仕予定の各地ご寺院

7月29日 広徳寺（小和田）午後3時
8月1日 成就院（大庭）午後3時
8月2日 輪光寺（円蔵）午後2時
8月3日 善福寺（柳島）午後1時
8月4日 長善寺（矢畑）午後1時

8月5日 宝生寺(西久保) 午前10時
 8月6日 満福寺(萩園) 午後2時
 8月7日 宝珠寺(辻堂) 午後2時
 8月8日 円蔵寺(十間坂) 午前11時
 8月9日 成就院(甘沼) 午前11時
 8月9日 泉蔵寺(片瀬) 午後3時
 8月11日 長福寺(松林) 午後1時

※以上12ヶ寺のお寺に出仕を予定しておりますが、不在中も留守番の僧侶により、対応を致しますのでご安心ください。

【5】 棚経日程(各家訪問の予定表)

7月13日～15日 鎌倉・横浜・東京地域
 8月13日 元町・本村・松林・小和田・代官町・小桜町地域

8月14日 浜竹・出口町・美住町・松浪・ひばりヶ丘・松が丘地域

8月15日 城南・辻堂・赤松・長後地域

※出来るだけ多くのお家に伺う予定ではおりますが、天候や緊急の用件等で左右されますので、伺いできないこともございます。その点はご了承頂きますようお願い申し上げます。

※前もってお留守のご連絡を頂けると、効率良く出来まますのでご協力をお願いします。

【6】 秋季彼岸会・稲荷講

9月22日(土) 午前11時より。秋の収穫の時期に、境内のお稲荷様に、五穀豊穣と無事円満を感謝いたします。

大勢の方々が参加出来るように、秋の日を選んで行いますので、地域の稲荷講とは時期を異にしてあります。

読経の後、軽食を用意しておりますので、是非ご参列下さい。

【7】 平成24(2012)年の回忌一覧表

1	周忌	平成23(2011)年
3	回忌	平成22(2010)年
7	回忌	平成18(2006)年
13	回忌	平成12(2000)年
17	回忌	平成8(1996)年
23	回忌	平成2(1990)年
25	回忌	平成4(1992)年
27	回忌	昭和61(1986)年
33	回忌	昭和55(1980)年
37	回忌	昭和51(1976)年
50	回忌	昭和38(1963)年

※ご法事をご希望の方は、お寺に日時を確認をしてからお決め下さい。同じ日時に法事の重なる場合が有りますので、先着順とさせていただきます。

せていただいております。

- ◎ 必要事項は左記の内容です。
- ① 日時と場所の確認を一番にします。
- ② 卒塔婆の名簿をふりがな付きで提出。
- ③ 参加者の人数を前日までに確認。
- ④ 食事の有無と場所を確保します。
- ⑤ 生花と供物の注文を頼むか持参か。
- ⑥ 位牌と遺影は機に依じて考えましょう。
- ⑦ お墓のお掃除は、法事の前に済ませて置きましょう。お線香と墓地花も必要。

【8】 こうやくんの紹介

高野山で修行をしている、お坊さんやメッセージで作られたキャラクターです。



いろいろな場面で、こうやくんに会えるかも知れませんが、以上

〒253-0015
 茅ヶ崎市代官町 1の4
 ☎ 0467(51)9758
 高野山真言宗 千手院

護寺会々報

【1】護寺会費の納入について

毎年ご協力頂いている、護寺会費の納入方法について、各組の組長さんが集金にお伺いしていましたが、お伺いする側も、お待ち頂く側も、時間の調整がつきにくく成って参りました。

そこで、組外や市外の方々と同じように、同封の振込用紙にて納入いただくか、お寺にご持参頂くかの、何れかの方法での納入をお願いすることといたしました。

また、総会で決算報告をしております様に、ご本山への義納金(檀信徒年会費)・庭木の手入れ・お盆の設営(テント等)に加えて、昨年より本堂の火災保険にも費用が追加されました。

尚、墓所の除草や管理は、未だ住職のご厚意により、千手院で費用のご負担を頂いております。境内や飛び地の墓所を永代に使用されている皆様には、今少しの護寺会

費口数のご協力をお願いいたします。

世話人一同、安易な護寺会費の増額は避けたいと考えておりますので、生活困窮の方々への過分な負担を避けるためにも、ご協力頂ける方は、尚一層のご支援をどうぞ宜しくお願いいたします。

【2】本堂建設の決算に向けて

本年の総会に向けて、決算報告の準備を進めておりますが、寄付者の本堂内に設置予定のご芳名版は、現在制作中です。内容の検討に慎重を期しておりますので今しばらくのお時間を頂きます。

また、本年の総会では、本堂建設計画の一応の報告が出来るものと思いますが、伽藍と境内の整備は、今後とも地道に進めて参りますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

尚、本堂建設委員会は、会計を護寺会会計担当に委譲し、委員は区切りをつけて退任をする予定であります。

【3】護寺会世話人名簿(〇印は組長)

- 1組 〇斎藤 功 代官町
- 水島 寅夫 小桜町

新田 眞由美 浜須賀

2組 白井 好之(会長) 小和田

〇新倉 孝文 代官町

新倉 春生 小桜町

3組 原田 季昭(副会長) 小桜町

〇原田 吉一(書記) 出口町

原田 勝幸 小桜町

4組 〇楠本 実(監査) 松林

新倉 秀春 小桜町

5組 〇白井 精治(総務) 代官町

6組 小池 忠 浜竹

〇白井 又三子 浜竹

7組 水嶋 富士雄 美住町

〇豊村 實 浜竹

8組 〇原田 島雄(監査) 辻堂

9組 〇石橋 久照(会計) 城南

鈴木 奈々子 城南

川島 勝彦 城南

10組の組長は、総務でお預かり。

以上

〒253-0015

茅ヶ崎市代官町1の4 千手院内

☎ 0467(51)9758

護寺会々長 白井好之

宗教法人 高野山真言宗 千手院 護寺会『会則』

- 第 1 条 この会は、宗教法人千手院の檀信徒会であって、「千手院護寺会」という。
- 第 2 条 この会は、事務所を茅ヶ崎市代官町 1 番 4 号の宗教法人千手院寺務所内に置く。
- 第 3 条 この会の目的は、次のとおりとする。
1. 千手観世音菩薩様のおかげをいただく同信の立場から、千手院の護持発展に寄与する。
 2. 菩提寺である千手院の尊厳の護持に努める。
 3. 宗教(公益)法人の支援団体として、適切な提言を行い、その活動に対し積極的に協力する。
 4. その他この会の発展に関すること。
- 第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 千手院の伽藍と境内の整備。
 2. 千手院の年中行事への助成。
 3. 檀信徒の親睦を目的にした、団体参拝や遊行会の企画と実施。
 4. その他目的達成に必要な事業。
- 第 5 条 1. この会は、千手院檀信徒をもって構成し会員とする。
2. この会に、会員 3 名程度を一団とした組を置く。
- 第 6 条 この会に、次の役員を置く。
1. この会には、会長 1 名・副会長 2 名・監査 2 名・会計 1 名・総務 1 名・書記 1 名を置く。
 2. 会長と副会長は、役員会で推薦し、住職が承認する。
 3. 監査と会計は、役員が互選し、役員会で承認する。
 4. 総務と書記は、会長が選出し承認する。
 5. 役員は、各組から 1 名乃至若干名を選出する。
 6. 役員の任期は、2 年とする。但し、再選はこれをさまたげない。
 7. 会長が役職遂行不能の時は、副会長がこれを代行する。
 8. 総務は、他の役員の担当に属さない事項(職務)を担当する。
 9. 書記は、この会の運営、役員会などの記録を担当する。
- 第 7 条 役員会は、次のとおり行う。
1. 役員会は、会長が招集し開催する。
 2. 役員会は、会長が議長となり、議事の進行をはかる。
 3. 役員会は、必要により随時開催することができる。
 4. 会長は、役員会に計る事項を協議するために、前条第 1 号に定める役員を以て企画会議を開催することが出来る。
 5. 特別な事項を協議するため、特別委員会を設置することが出来る。委員は役員会の議を経て会長が指名する。
(又は)
本堂・庫裡などの建設に当たっては、建設委員会を設置することが出来る。委員は役員会において選出する。
 6. 会議の議決は、出席者の過半数をもって決済する。
- 第 8 条 檀信徒総会は次のとおり行う。
1. 日時は毎年恒例の千手院盂蘭盆会施餓鬼供養会の後に行う。
 2. 総会の際に事業報告と会計報告を行う。
 3. その他必要な事項についての報告と案内を行う。
- 第 9 条 会計と監査は次のとおり行う。
1. この会の事業年度は、毎年 8 月 1 日より、翌年 7 月 31 日までとする。
 2. この会の経費は、会費とその他の収入をもって充てる。
 3. 会費は、この会の運営に必要な金額とし、役員会において定める。
(新規会員等については、会費のお知らせを作成する。)
 4. 会費は、7 月 10 日までに会計に納入する。
- 第 10 条 会員死亡の場合、会員には香典、役員には花輪、会長・副会長には香典と花輪が供与される。
- 第 11 条 この会則を変更するときは、役員会の議決を経て、住職の承認を得なければならない。
- 追 記 尚この会則は、平成 14 年 9 月 1 日より施行する。 以 上